

第7回

# アメリカ刑事司法の7つの神話ロドニー・アップホフ教授の告発

村岡 | 一橋大学大学院法学研究科教授

#### はじめに

一橋大学法科大学院は、文部科学省の2004(平 成16)年度法科大学院等専門職大学院形成支援プロ グラムに採択された「科目横断的法曹倫理教育の開 発」プロジェクトの一環として、2007年3月10日(土) 如水会館において、アメリカ合衆国、中国、韓国の 法曹倫理教育に携わる研究者を招いて、法曹倫理教 育の方法論に焦点を当てたシンポジウムを企画してい る。その基調報告をミズーリ・コロンビア大学ロース クールのロドニー・アップホフ教授1にお願いしている。 その理由は、同教授が著名な実務家2であると同時に 刑事クリニックの指導と法曹倫理教育に長年携わり、 アメリカのロースクールのみならず南アフリカのロー スクールの教育にも尽力しているからである。そのシ ンポジウムの報告は次回にするとして、今回は同教授 のアメリカ刑事司法の現実を痛烈に批判した最新の 論文(「無実の者を有罪とすること――例外か制度的 問題か?」Convicting the Innocent: Aberration or Systemic Problem?, Wisconsin Law Review, vol.2006 no.2) から、アメリカ刑事司法に関する「7 つの神話」を論じた部分3を紹介しよう。

2006年12月現在、アメリカ合衆国において、DNA 鑑定の結果、有罪とされて服役した受刑者188人(う ち死刑14人)について冤罪であったことが明らかにな り4、アメリカ刑事司法制度に対する深刻な疑問が提 起されているが、本論文はその原因を告発し、制度 改革の最初の一歩を踏み出すことを提言しているもの である。私自身、「7つの神話」のいくつかを信じていたひとりなので、本論文を読んで、アメリカ刑事司法の現実にいかに無知であったかを思い知らされた。そして、いずこの国も同じ困難な問題を抱えていることを再認識するとともに、たとえ少数であってもアップホフ教授のように少しでもよい方向に改革していこうとする勇者がいることに勇気づけられた。同教授のアメリカ刑事司法の改革提言については読者に直接原文にあたっていただくとして、ここでは、衝撃的なアメリカ刑事司法の現実を告発する「7つの神話」を訳出してみよう5。

# 神話:被告人は誰でも弁護人の効果的な 援助を受けている

第1に、わが国の経済的に困窮している被告人すべてが有能な弁護士の援助を受けているとは、誰も、真面目に公言することはできない。実際のところ、貧しい被告人にとって弁護人の援助を受ける権利とは、被告人が有罪答弁をするときにただ隣にいてもらうか、準備不足のため検察官の主張する事実に対して何ら意味のある反論もなしえないまま、事実審理中、ただ隣に座っていてもらう権利以上のものではない。法理上は、刑事被告人は法の前に平等とされているが、実際には、隣にいる弁護士の質ないし手腕には非常に大きな格差があり、被告人は極めて不平等な地位に立っている。たとえば、弁護側の証人を喚問するといった強制的手続を求める権利を例にとれば、必

要な証人を探し出し、面接し、そして召喚令状を求める時間的余裕を持った弁護士の援助がないかぎり、その権利は無意味である。端的にいえば、実効的な弁護人の援助を受ける権利が否定されるのであれば、他の憲法上の被告人の諸権利も、事実上、無意味になるのである。したがって、もし有能な弁護士への平等なアクセスが神話であるならば、法の下での平等な正義という概念もまた神話となるのである。

第2に、貧しい被告人やワーキングプア(低所得労働者)に弁護人がついた場合であっても、被告人側の事実について調査がなされることはほとんどないのが大多数の現実である。このような依頼者は金がないので調査員を雇うことができない。そのため、すべての調査を弁護人が担わなければならないが、弁護士はすでに仕事をたくさん抱え込んで時間的余裕がない。十分な資金力のある公設弁護人事務所ですら、調査活動は最も重大な事件か成果が期待できる事件に割り当てられるにすぎない。

同様に、貧しい被告人が鑑定のために専門家の援助を受けることは、事実上、不可能である。連邦最高裁の判例は、鑑定人の費用を払えない被告人のために、国家の費用で十分な防御という「基本的な道具」が与えられなければならないというが、決定的に重要な専門家の援助を得ることは幻想である。要するに、多くの被告人にとって、調査員の助力も専門家の援助も得られず、かつ、弁護人がいても当該事件を担当するにはあまりにも忙しすぎるという状況の下では、平等の正義を要求しても空しく響くだけである。

### 神話:警察は物的証拠を適切に収集し、 取り扱い、保管し、分析してくれる

犯罪現場での適切な捜査活動は、決定的な証拠を収集し、保存し、分析する過程の第一歩である。もし、証拠がなくなったり、毀損されて回復できないとすれば、その損失を補塡することは不可能である。テレビの「犯罪現場での鑑識活動」をテーマとした番組の影響で、多くの人は、信頼できる物的証拠を入手することがいかに困難かを認識していない。実際の世界では、警察や犯罪科学研究所などの鑑識活動は、テレビで見るような素晴らしいものではない。ときどき、警察の限られた鑑識能力や不十分な訓練の結果として、

物的証拠の収集や取扱いの過程で取り返しのつかない失敗が起こる。不適切な警察の行為が原因の場合もあれば、警察の採った配慮にもかかわらず、犯罪現場が汚染されてしまったという場合もあろう。その原因が何であれ、後に重要な意味を持つ物的証拠が永遠に失われてしまう多くの刑事事件が存在するのである。結局のところ、われわれの刑事司法制度は、そのような決定的証拠を収集し分析することはできないという現実によって危機に瀕している。

警察は、いつも、後に重要な意味を持つことになる 決定的な証拠の収集、保管、検査に強い誘因を持っ ているわけではない。理論上はそうであっても、実際 上は、警察官は多くの圧力や思惑と対峙している。仕 事の滞貨を抱え労働加重に陥っている鑑識員が、面 通しの結果被害者によって犯人の特定がなされたよ うな場合に、あえて、追加的な決定的証拠を得るた めに貴重な時間と労力を割こうとせずに検査を省略す る、という選択をする誘因は常にあるのである。テレ ビでみる鑑識機関とは異なり、この国の犯罪鑑識機 関は順調に運営されているとはいいがたく、絶対的に 信頼できるものではない。むしろ、鑑識機関の大多数 は、事件の累積に伴う滞貨にあえいでおり、需要に応 えきれないでいる。その人的・物的資源の不足が業 務の遅滞をもたらし、簡易な処理を促している。加え て、鑑識員に対する十分な訓練と監督を欠いているた め、わが国の鑑識機関による質の管理は疑問である。

被告人に専門家へのアクセスを可能にする効果的な弁護人をつけることができないことの重大な結果は、多くの物的証拠が法廷にてその証拠価値を争われていないという点に現れている。時間に追われ、検察側の専門家による結論を吟味あるいは慎重に再試を行う専門家がいない状況の下では、多くの刑事弁護人は、検察側の物的証拠に対し意味のある批判をなす能力を欠いているのである。

#### 神話:反対尋問は真実を明らかにする

「反対尋問は真実発見の最も偉大な原動力である」 というのは一般に受け入れられた神話である。確か に、よく準備された腕のよい弁護士によって行われる 場合、反対尋問は有効な武器である。しかし、適切 な準備がなされなければ、どんなに腕のよい弁護士で



あっても、検察側証人の証言を効果的に弾劾することはできない。さらにいえば、技術のない弁護人であれば、効果的な反対尋問を行うことは無理である。実際には、多くの弁護人は時間的な制約のため、不十分な準備にならざるをえない。その結果、検察側証人の証言の正確性や真実性を効果的に吟味することができず、反対尋問はしばしば内容の乏しいものになる。したがって、事実審理の信頼性を確保するために反対尋問の効果に多くを期待することは馬鹿げている。

より重要なことは、誤った人物特定のために有罪と された数多くの被告人の事例が物語っているように、 事事案理の場で直実が明らかになることを保障するに は、反対尋問の効果に限界があるということである。 確かに、犯罪現場や人物確認の際の状況について徹 底的な調査がなされ、それに基づいた効果的な弾劾 ができた結果、著しい成果をもたらした事例は存在す る。しかし、他の事例では、反対尋問は、自信たっぷ りに語られる客観的に誤った目撃証言の信用性を動 揺させることはほとんどできていない。誤った人物特 定が誤判の最大の原因であること、そして、DNA鑑 定の結果冤罪が判明した事例に共通する特徴である ことは、何ら驚くべきことではない。要するに、どんな に腕のよい反対尋問者であっても、被害者が被告人 を犯人であると特定したことの強力な効果を無視する ように陪審員を説得することは不可能であると気づく であろう。

# 神話:陪審員に対する説示は事実審理の 過誤を是正する

研究の結果、陪審員が説示の多くを理解していないことが明らかになっている。さらに、陪審員は、説示がある強力な証拠を無視するように指示しているにもかかわらず、逆に、それを無視することが著しく困難であると感じていることをも示している。同様に、研究の結果、過誤を是正するための説示が、被告人に不利な報道がもたらした予断を効果的に排除していないことも明らかになっている。なぜなら、陪審員は目撃証言をより重視する傾向があり、とくに、目撃証人が人物特定に自信を示すときにはそうであるからである。

## 神話:無実の人は自ら行っていない犯罪を 自白することはない

多くの人にとって、実際にやってもいないのに重大 な犯罪を自白する者がいることを理解するのは困難で ある。しかし、現実には、身体を拘束された状態での 取調べの圧力が被疑者の虚偽自白をもたらすのであ る。素人は取調べ過程の持つ強制的性格を理解する ことができない。多くの人は、ミランダ警告が取調中 の弁護人の立会権を含んでいるので、警察の行き過 ぎに対し被疑者を守るために相当な保護手段を与え ていると誤解している。実際には、被疑者は弁護士を 要求しないし、要求しても、弁護士に会うことを許さ れることはほとんどない。少なくとも、警察が自白を獲 得する機会を事前に得た場合でないかぎり、弁護士 との面会を許すことはない。警察は自己負罪の証拠を 引き出すため嘘をいうことが認められており、真実に 到達するために心理的に多様な圧力を加えることも認 められている。

いったん警察官が満足する形で被疑者が自白したならば、その時点で、その被疑者の運命は、通常の場合、決定づけられる。被告人になってから、被疑者のときに自白したという警察官の主張を論駁することは極めて困難である。州によっては、取調べ過程の録音・録画を義務づけているところもあるが、ほとんどの州では義務づけてはいない。さらに、自白を録画している警察署でも、すべての取調べ過程を録画しているわけではない。したがって、通常、取調中に何があったのか何を言われたのかについて、警察官の証言を否定するものは被告人の供述しかないのである。

無能な弁護士、加重負担にあえいでいる弁護士あるいは十分な支払いを受けていない弁護士が弁護人となった被告人の場合、自白したという主張を反駁することはほとんど不可能である。十分な準備をする時間的な余裕のない弁護士が、証拠排除の申立をしたり、事実確認のための証人面接をすることは考えられず、自白していないという被疑者の主張を疑問視することさえあるだろう。したがって、こうした弁護人の下で被告人があえて事実審理を選択しないのも驚くべきことではない。さらにいえば、たとえ被疑者が自白したことを信じない有能な弁護士が弁護人についたとしても、やはり、答弁取引を受け入れるように被告人に勧

めるのが普通のやり方だろう。刑事弁護人は被告人が自白したとされている起訴事実を覆すには勝算が薄いことを知っている。多くの陪審員にとって、被告人の自白は、無視しがたい強力な証拠の一角を形成する。被告人が有罪を自認したという主張を効果的に無化するには例外的に有能な弁護士が必要であるばかりか、最良の弁護士であっても、通常は、無化することはできないだろう。その結果、無実の人は、自らがなしたといわれている自白に基づいて有罪とされることになるのである。

#### 神話:無実の人は有罪の答弁をしない

自白したという主張を覆すことおよび目撃者による 人物特定を成功裡に弾劾することの困難性が、被告 人が実際に無実であるか否かにかかわらず、被告人 をして有罪答弁に向かわせる要因である。にもかかわ らず、無実の被告人は有罪の答弁をしないという神 話が依然として語られる。この国では、毎日、被告人は、 さまざまな理由から、無罪放免を求めて事実審理を 選ぶことのツケはあまりにも高いと判断して、不本意 な有罪答弁ないし不抗争の答弁をしているのである。

多くの州では保釈聴聞に国選弁護人を付する制度にはなっていない。その結果、弁護人が選任されるまでに多くの被疑者は長期間の身体拘束を余儀なくされる。さらに、貧困な被疑者の取扱件数が多すぎるため、被疑者は弁護人に会うこともないまま勾留期間の延長による身体拘束を余儀なくされる。公判前の身体拘束は非常に重要な意味を持っており、被疑者のなかには、被疑事実の最終的な刑罰以上に苛酷であるので、たとえ無実であっても、留置場から逃れるために有罪の答弁を選択するのである。端的にいえば、有罪答弁をして服役するほうが将来のいつになるかわからない不確かな無罪評決を期待するよりもはるかに魅力的なのである。。

同様に、答弁取引に向かわせる強制力という問題がある。事実上、すべての被疑者は、事実審理を選択して有罪判決を受ければより厳しい刑罰を受けるであろうことを告知される。実際に、その威嚇は明示的になされ、場合によっては無期懲役や死刑になることが示される。さらに、検察官には刑罰の加重をもたらす追起訴の権限があるので、この権限が被疑者をし

て有罪答弁に向かわせる圧力を強めることになる。したがって、有能な弁護人を得たとしても、事実審理を 選択することは著しく危険が大きいのである。

被疑者が自らを代理する国選弁護人と接触できないことについて抱く不満と絶望の感覚を、ほとんどの人は理解していない。無実の被疑者にとって、有罪答弁を勧める事実上の他人と一緒に事実審理に入ることを選ぶのは、あまりにも危険が大きすぎる。すべての、あるいは大多数の無実の被疑者が、弁護人、家族、検察官および裁判官の有罪答弁の勧めに抗して事実審理に入るであろうと考えることは非現実的である。多くの無実の被疑者が有罪答弁の圧力に屈服するのは決して驚くべきことではない。とくに、被疑者が弁護人において防御の準備をする時間を費やしていないと認識した場合はそうである。

神話:本来有罪の被告人が、あまりにも多 くの権利によって守られているため、手続 的な理由によって有罪を免れている

最大の神話は、刑事被告人があまりにも多くの権利を享受しているという一般の人が抱いている誤解である。批判者は、違法収集証拠の排除法則を罵り、ミランダ原則を名指しして、その帰結をもって、裁判官が被告人の権利を擁護しすぎる結果公共の損害がもたらされている証拠だと主張する。

しかし現実には、ミランダ原則の効果はその中傷者 の声とは大きくかけ離れている。多くの調査者は一致 して、この原則によって警察が自白を獲得する権限を 過度に制限されてはいないことを認めている。ミラン ダ原則を批判する批評家の危惧にもかかわらず、大 多数の被疑者は警察で供述しているし、これらの供 述証拠が証拠排除されることはほとんどない。たとえ 供述が排除された場合であっても、検察官は訴訟を 遂行することができるし、結果的に有罪を獲得してい る。

さらにミランダ原則の限界は、違法収集証拠の排除法則の例外理論と相まって、かなりの程度、ミランダ原則の効果を減殺している。たとえ、裁判官が警察官において故意にミランダ原則が要求する警告を与えなかったと判示しても、任意になされた供述の結果として得られた証拠や証人は、依然として、被告人

に不利な証拠として用いられるのである。同様に、実 務上の必要性から、ミランダ原則が警察の活動を阻 害する程度を極力制限する考慮が働いているのであ る。一般的にいって、多くの州では、被疑者の弁護 人の要請に対し速やかに対応する仕組みを持ってい ない。したがって、たとえ被疑者が弁護人の援助を受 ける権利の告知を受けて弁護人を要求したとしても、 警察官が取調べを中断して弁護士を呼ぶことはまず ないであろう。警察官は、被疑者に対し、「裁判所に 行くまでは弁護士の援助は受けられない」と言うのが 大方の対応だろう。たとえ弁護士の援助を可能とする 制度ができたとしても、警察官が取調べを中断して被 疑者の防御のために来る弁護士を探すなどということ はおよそ考えられない。むしろ、警察官は、被疑者の ほうから「尋問を再開してくれ」と言ってくるのを待つ か、単に、被疑者の要求を無視して尋問を続けるか のいずれかであろう。

確かに、ミランダ原則に対する公衆の批判は続い ているにもかかわらず、捜査官の世界では、ミランダ 原則が意図した保護をすり抜けることはかなり容易で あると認識されている。警察署のなかには、被疑者の 弁護人要求を無視するように指導しているところもあ れば、自白を獲得するまではミランダ警告を与えるの を遅らせるように指導しているところもある。捜査官の なかには、たとえ自白が証拠排除されたとしても、自 白の結果発見された派生証拠や証人は依然として被 告人に不利な証拠として利用できるという事実を故意 に活用する者もいる。したがって、ディカーソン事件 において連邦最高裁がミランダ原則を支持したときに も、捜査官の側が困惑しなかったことも何ら驚くには 及ばない。一般公衆とは違って、警察はミランダ原則 が実際に及ぼす保護は限定的なものであることを完 全に認識しているのである。

にもかかわらず、人々は、あまりにも多くの権利が 与えられている結果、相当数の有罪者が法技術的な 理由によって刑を免れていると信じ続けている。確か に、検察官や警察は、被告人が有罪であるとの確信 にもかかわらず被告人が釈放されてしまった事例を挙 げることはできる。有罪の者が釈放される事例が存在 することも確かにあるが、それは法技術的な理由に基 づくものではない。事実、手続的理由や憲法上の権 利侵害を根拠とする証拠排除の申立によって釈放さ れる事例の数というのは極めてわずかである。一般的にいって、釈放される事例の多くは、物的証拠ないし信用できる証人が得られないことに起因しており、法技術的な結果によるものではない。これは当事者主義の刑事司法がどのように機能することが期待されているかの問題であるが、被害者や一般公衆にとっては、無罪評決が出された場合に正義が実現されたと認識することは難しいのである。しかし結局は、被告人の諸権利にもかかわらず、大多数の被告人は有罪の答弁をし、事実審理を選択しても有罪になっているのである。

公衆の大部分および刑事司法に携わる関係者の多数にとって、被告人の圧倒的な数が有罪の答弁をし、事実審理においても有罪が認定されているという事実は、制度が予期されたとおりに機能していることを示している。事実上、すべての被告人は有罪であると推定されるので、被告人が有罪の答弁をし、事実審理を選択しても敗訴するのは、予期したとおりなのである。この有罪の推定は、警察や検察官が逮捕・訴追過程を通して無実の者を効果的に篩い分けているという広く受け入れられているが、まったく確証されていない仮説に基づいている。そして、無実の人間が訴追されるような稀な事例においては、通常、弁護人が適切な証拠を提出してその誤りを是正すると信じているのである。

こうした前提に立てば、証拠排除の申立に基づく公 訴棄却や無罪評決による釈放といった事件につき、な ぜ、懐疑や場合によっては怒りが寄せられるのかが理 解できる。無罪推定原則に払われる敬意にもかかわ らず、公衆は訴追された以上、被告人は実際に有罪 であると信ずるように条件づけられてきた。その結果、 公訴棄却や無罪評決はしばしば制度的な欠陥と見ら れるのである。実際に、裁判官であっても、釈放を立 証の失敗と見て、無実の者が嫌疑を晴らしたとは見な い傾向があるのである。

わが国の刑事司法制度が被告人に過剰な権利を 提供することによって誤判を極小化しているという考 えに固執する人もまた、大多数のアメリカ国民にとっ て弁護人の援助を受ける権利が希望のない寒々とし たものであるという現実を認識していない。多くの被 告人は意味のある弁護人の援助を受ける権利を持っ ていないので、被告人の権利の多くは名目上のものに なっている。警察や検察官が人的物的に十分でない ために手続を省略する傾向があるのみならず、過重 な負担にあえぐ公設弁護人ないし契約弁護士もまた 同様に、必要な調査をする時間がないために無実の 者を刑事司法制度から救い出すことができないのであ る。皮肉なことに、弁護人の準備不足ないし大失態 が正義を実現する絶好の機会を被告人から奪ってい ることがまま見うけられる。検察官の主張を弾劾する 有効な方法がない以上、被告人は単に有罪の答弁を するか、事実審理を選択しても、結果的に有罪の評 決を受けるしかないのである。要するに、刑事司法制 度の現実を直視すれば、無実の者を有罪とする差し 迫った危険は、本来有罪の者を釈放する危険よりもは

るかに大きくなっているのである。

- 1 本連載第3回「アメリカ合衆国ロースクール協会主催ワーク ショップ報告 本誌45号 (2006年) 187頁参照。
- 2 最近の活躍として、オクラホマシティ連邦ビル爆破事件の共 犯者被告人Terry Nicholsの弁護人として161の訴因につき有 罪評決を受けながら死刑を回避することに成功した。
- '3 同論文III 章 The Disconnect between Rhetoric and Reality: Unpacking Systemic Myths. .
- 4 Innocence Project<a href="http://www.innocenceproject">http://www.innocenceproject</a>. org/>(最終確認時2006年12月9日).
- 5 同論文は、多くの実例と研究成果を引用するものであるが、 それらは割愛して神話の内実に関する記述のみを訳出した。

(むらおか・けいいち) 🚶



# 国際刑事法セミナーのご案内 B拡大理事会も

国際刑事裁判所 (International Criminal Court: ICC) は、重大な非人道的行為 (集団殺 害罪、人道に対する罪など)を犯した個人の責任 を裁くための史上初の国際機関である常設裁判 所です。コンゴ民主共和国などで捜査が始まるな ど具体的に動き出しました。

そして、国際刑事弁護士会 (International Criminal Bar: ICB) は、ICCにおいて活動する 弁護士を通じて、ICCの活動を支えるために設立 された法曹団体です。報道によりますと日本政府 はICC設立条約へ加盟する方針を固めており、そ の動きが注目されています。

このような国際的な動きを重視し、日弁連およ びICBは、ローエイシアの共催を得て国際刑事法 セミナーを開催いたします。

また、セミナーに先立ち、ICB拡大理事会も開 催いたします。各国の刑事弁護に携わる弁護士同 士が交流する貴重な機会としたいと考えています。 興味のある方はぜひご参加ください。

●テーマ

ICCの機能と弁護士会の役割 国際刑事手続における 武器対等の原則

国際/国内刑事手続における 被害者

●日 時

ICB拡大理事会 2007年5月18日盈 10時~17時 国際刑事法セミナー

2007年 5 月19日田 9 時半~17時

◉場 所

日本弁護士連合会(弁護士会館) 2階 講堂クレオ

言語

日本語、英語、フランス語(同時通訳あり)

詳細については、近日中に日本弁護士連合会のウェブサイトに掲載予定です。ご関心のある方は下記にお問合せください。 登録方法等もウェブサイトにてご案内する予定です。 日本弁護士連合会 企画部国際課(担当:金子)

電話:03-3580-9741 ファクス:03-3580-9840 Eメール:international@nichibenren.or.io